賀正

ひかり

発行所
光町役場
匝瑳郡光町
宮川5154の5

新春を迎えて

町長　深田云郎

町民の皆様明けましておめでとうございます。昭和三十七年の新春を迎えて謹しんで御祝い申上げます年毎の豊作を迎えまして実に喜ばしき限りでしたが本年も今迄より以上の作柄であらん事を念願いたす次第であります。

私も町民各位の御支援により微力ながら過去三年間町政を担って参りましたが、昨年は私自身の事ですが再度にわたる事故のため　心には念じながらも充分に町政をとれなかった事を大変申訳けなく思って居ります。

幸にして健康も快復いたしましたので、これからの町の諸施策については貧弱な財政ではありますが、重点的に且有効に時勢に即応した町発展の方向にむかって、全力を傾注したいと考えて居ります。

施策の重点は、第一に教育の振興、産業の発展、町民の福祉の増進が挙げられます。

教育については一昨年以来継続三ケ年計画の統合中学校の新校舎も、今年完成いたす運びとなりました。

町民全体一致の御協力と御理解により、近隣に優秀を誇る新校舎が出来ましても、それは外廓のみであります。

仏作って魂入れずでは何にもなりませんので、校舎完成の上はそれに加えて内容の充実を図り、次代の光町を担う中堅たるべき人物の育成に万全を期したいと考えます。

尚通学する生徒についての道路の整備その他についても、可成速かに諸策を講じ、生徒も父兄も安心して教育に、専念出来る態勢をとりたいと思います。

現実的に云えますれば、町の発展は産業の振興に左右されます。

その面よりして町の大半を占める農業の振興は最も重視さるべき事柄でしょう。

農業基本法も制定され、国の農業振興の大本も確立いたしました時、当町としてもその方針に則り近代化農業の振展方向について、その発展の助長、育成に努めたいと存じます。

尚畜産の急激な勃興に伴う東陽と場の設備の狭隘についてもその面の拡充が必要な事であります。

次に住民の生活福祉の増進についてはこれまた重要欠くべからざる事でありまして、東陽病院の運営の強化施設の充実の面その他町独自の諸施策についての万全を期するはもとより、これに関連した諸団体の健全なる育成指導に力を注きたいと考えます。

何れの施策方針を行うにつきましても、その基は人の和であり、一万二千の町民諸君ががっちりと団結し一丸となって当る事でありまして、町民の心を持って町長私の心として駑馬に鞭うち町民各位と共に町勢発展のために、この寅年の本年を猛進いたしたいと念じておる次第であります。

ここに所信の一端を述べまして新年の御挨拶といたします。

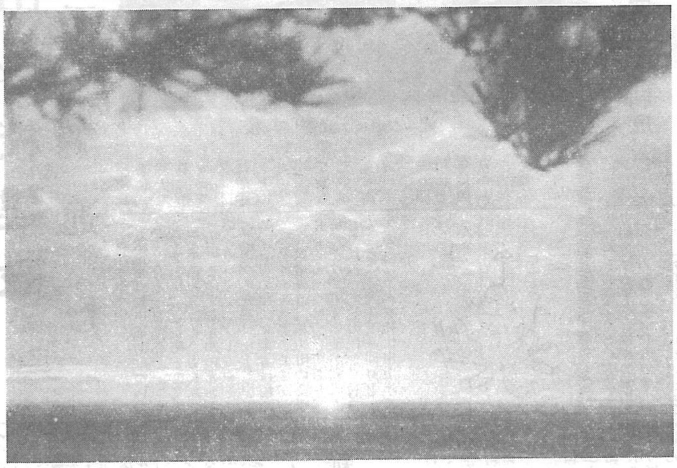

入選作品〈あけぼの〉　西沢豊彦　向後健一郎　写

新教育委員長に越川二郎氏就任

前教育委員長大木猛氏の任期満了に伴い、新委員長として越川二郎氏が就任されました。

◇　◇

光町宮川　四三〇一番地
越川二郎
大正三年八月十二日生
東京高等歯科医学校卒
（現在東京医科歯科大学）
現在　自宅開業
昭和三十三年八月八日光町
教育委員就任
昭和三十六年十一月二十六日

教育委員長就任
＜写真は越川氏＞

特別寄稿　二人の来日大使

毎日新聞論説委員　向後英一

日本と米国は政治的にも、経済的にも切っても切れぬ間柄にある。この現実を認めて両国間の関係に心をくばる必要がある。ライシャワー大使はよく、日米間に理解の足りない点を指摘するが、私も同感だ。米国人は、米国人的な考え方で日本をみる。また日本人が、日本人の考え方で米国を判断する。それでは本当の理解は生れない。

いまのライシャワー大使も、前のマッカーサー大使も、私はよく知っている。日米の相互理解という角度から、二人の横顔を、簡単に書いてみよう。

マッカーサー大使

私は、この大使の時に米国に招待された。帰ってきたら大使から電話があって、米国の印象がききたいから来てくれとのこと、そこで、米大使館の部屋で会った。

当時は例の〝安保騒動〟のさ中で、私も在米中に全学連のことをきかれたものだ。私はマッカーサー氏に次のような提案をした。

「これは半分笑談だが、半分はマジメです。私は日本全体より大きいテキサス州の牧場をみて、その広さに驚ろいた。全学連で暴れている学生を、あのテキサスあたりに三ケ月でいいから連れてってみたらどうでしょう。狭い東京で暴れているのが馬鹿らしくなると思うのだが。大使から藤山さん（当時の外相）に提案してみませんか」

マッカーサー氏は笑って、それは面白いといったが、やがて次のように語った。

「全学連といっても、二三の〝職業的な扇動者たち〟を除いては、ただ若さとエネルギーをもて余している罪のない学生たちだ。私などもエール大学時代には、動物的なエネルギーをもて余して、ずい分暴れたものです。いや私は日本の青年に日本人全体を信用している〝大丈夫ですよ〟」

私は、大使からかえって慰められたような気がした。

ライシャワー大使

あんなに日本語が上手いのにハーバード大学で私に会ったライシャワー教授は、米国では日本語は話さないといって英語でやらされた。当時はケネディーのケの字もなく、教授が駐日大使になるなどとは夢にも考えられなかった。

「ハーバードは、米国の〝自由主義のトリデ〟です。米国務省には、まだマッカーシー（目茶苦茶な反共で有名な上院議員）の亡霊がいる。人口六億の中共を無視しようとしたって、できるものではない米国は対中共政策を変えなければならない。アイゼンハワーは米国で最低の大統領ですよ」

このライシャワー教授が駐日大使となった。教授時代の考えをすぐ、そのまま実行に表わすことはできない。しかし、大使の頭の中には、そうした〝進歩的〟な考え方があるということを知っておく必要がある。とくに、日米間の理解ということを考えた場合それは必要だ。

（筆者は旧東陽村出身）

伸び行く光町

町議会議長　伊藤幸太郎

我々の、また我々の祖先からのいろいろな願いごと、長生きをしたいこと、病苦から逃がれたいこと、また貧しくないことなどいろいろあります。馬よりも早く走りたいこと。鳥のように空を飛びたいこと。月へ行ってみたいこともその望みでありましょう。馬よりも早く地を走ることは汽車、自動車の発明で、空を飛ぶ夢は飛行機の発明で実現されました。

心の理想の実現、それは高度な社会保障の実現や、立派な教育の達成でありましょう。これらの実現の方法にはいろいろありましょうが、その一つの手段として施設の充実が考えられます。尚光町においては、幸いに町民各位の深い御認識と御協力により、ここに敷地一万有二千坪、建物鉄筋コンクリート二階建延九六四坪その他の施設が完備することになりました。これらの施設と、有能な教職員によって、必ずや次代の我が光町民はすくすくと伸びゆくでありましょうし、これら若人がやがては町づくりに当る時、光町は近隣に比をみない立派な町に伸びゆくものであろうことを確信して止みません。統合中学建設の衝に当った一員として、広報新年号の年頭の御挨拶を申しあげます。

住民税町県民税の申告義務制度について

前号において住民税課税方式の概要が述べられましたので今回は改正法の内特に重要な申告義務について述べてみましょう。

申告義務制度化の主旨

今回の地方税法の一部改正に伴ない住民税の課税方式が全面的に改正されたことはすでに前に述べたところでありますがその中で特に住民税の申告制度が法定化されたということは地方自治の本旨に照らし地方税制の自主性を図るとともに所得税の影響をできる限り遮断し独自の制度がとられたのであります。

従来市町村民税は市町村内に住所を有し市町村民税の均等割及び所得割の納税義務を有する者について納税義務者の所得金額等の課税上必要な事項については条例の定めるところによって申告義務を課することができるものとされていたのでありますが所得税については納税義務を負わないが市町村民税では納税義務を有する者が増加することが予想され更に徴税事務の複雑化（県民税と町民税（但し書方式）の課税方式の相違）などから課税資料の正確　把握特に所得税の申告義務を負ない者の所得把握の強化の必要等から従来の申告義務が法定化されたのであります。

また一面住民税の納税制度の基本的な方向としてより民主的な納税制度としての申告納税制度に将来は移行し納税義務者の誠実かつ正確な申告により納税者自身の協力体制を確立することが望ましいことであるのでこの意味からも申告制度を法定化し、より好ましい納税秩序の確立を図るために一歩前進したのであります。

以上が申告義務の法定化の主旨でありますので次に改正の主な点にふれてみましょう。

①申告義務

原則として市町村内に住所を有する者は毎年三月二十日までに別表の申告書を一月一日（賦課期日）現在の住所々在地の市町村長に提出することとされたのであります。

②申告書様式

申告書の様式は所得税の確定申告書を参考として別表のとおりでありますがこの申告書は懇切丁寧に作成されておりかつ記載要領及説明書が添付されております。

③申告義務の例外

㋑前年中の所得が給与所得だけで給与の支払者が給与支払報告書を提出するものは申告しなくてもよいものであること。

但し繰越控除雑損控除医療費控除を受けようとする者は別に定める申告書を提出しなければならないこととされた。

◎前年の所得のない者その他非課税規定の対象となるものや基礎控除額の九万円に未たないものは大むね簡易申告書の提出ということになるものと思われること。

④虚偽の申告に関する罪及び不申告に関する過料虚偽の申告又は不申告の場合はいろいろの罰則や過料が課されるほかこの申告書が三月二十日までに提出されない場合は基礎控除以外の所得控除や税額控除は原則として認められないのであります。

以上住民税の申告義務制度について概要述べてみましたが改正法においては特に市町村税納税義務者に対する申告を義務づけたと同時に納税者自身の納得のいく納税を強調したものでありますので皆様には積極的に御協力下さるようお願いいたします。

尚改正法は昭和三十七年度より実施されますので皆様にはお忘れなく提出期限の三月二十日までには必ず提出下さるよう今からお願いいたします。